

# パラメータシートの構成(情報セキュリティ関連貨物・技術)

## 1) 貨物

輸出令 別1	貨物等省令	規制品目名	パラメータシート	法令改正の影響		
				2021. 1.27 版(※)	2021. 12.15 版(※)	2022. 12.6 版(※)
9の項 (7)	省 8 条	九号	暗号装置	様式9-07	○	○
			市販暗号装置の判断について	市販暗号装置の説明シート	×	×
			イ 暗号スペック(アルゴリズム、鍵長等)	様式9-07(別紙イ)*	○	○
			記入例 様式9-07(別紙イ)の記入例	様式9-07(別紙イ・記入例)*	×	×
			イ(十一) スマートカード若しくはそのリーダライタ	様式9-07(別紙イ11)*	○	○
			イ(十二) 銀行業務若しくは決済用の装置	様式9-07(別紙イ12)*	○	○
			イ(十三) 携帯用電話機端末	様式9-07(別紙イ13)*	○	○
			イ(十四) コードレス電話装置	様式9-07(別紙イ14)*	○	○
			イ(十五) 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末	様式9-07(別紙イ15)*	○	○
			イ(十六) 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置	様式9-07(別紙イ16)*	○	○
			イ(十七) 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置	様式9-07(別紙イ17)*	○	○
			イ(十八) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー	様式9-07(別紙イ18)*	○	○
			イ(十九) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー	様式9-07(別紙イ19)*	○	○
			イ(二十) ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置	様式9-07(別紙イ20)*	○	○
			ヘ(一) 市販暗号装置	様式9-07(別紙ヘ1)*	○	○
			ヘ(二) 市販暗号装置の部分品	様式9-07(別紙ヘ2)*	○	○
			十一号イ 暗号解析装置	様式9-07b 8条11号イ	○	○
			十一号ロ 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置	様式9-07c 8条11号ロ	○	○
			十号ロ 信号の漏えい防止装置	様式9-08	○	○
9の項 (8)		十号イ	盗聴検知機能を有する通信ケーブルシステム	様式9-10	○	○
			十二号 設計、製造用装置等	様式9-11	○	○
9の項 (10)			運用通達の解釈(情報セキュリティ)	運用通達の解釈(情報セキュリティ)	×	×
			共通	共通	×	×
5の項 ～ 15の項	省 4 条 ～ 14 条	—	医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれたもの	様式0-01貨	○	○

\*印のシートは暗号貨物・技術共通

※「法令改正の影響」欄の 20yy.m.d版について(以下の最新法令とは令和6年2月1日施行の省令等を示す。)

○印は、「20yy.m.d版」での判定結果が、最新法令に基づく判定結果と同じことを示す。

×印は、「20yy.m.d版」での判定結果が、最新法令に基づく判定結果と異なる可能性があることを示す。

—印は、「20yy.m.d版」には存在していないシートを示す。

## 2) 技術

外為令別表	貨物等省令	規制品目名	パラメータシート	法令改正の影響		
				2021.1.27版(※)	2021.12.15版(※)	2022.12.6版(※)
9の項(1)	省21条 1項(情報セキュリティ関連)	外為令別表9の項(1)に係る技術のうち、情報セキュリティ関連のみ	様式9-技(カバー)	○	○	○
		市販暗号プログラム等の判断について	様式9-技1情セ 市販暗号プログラムの説明シート	×	○	○
	市販ブ1	市販暗号プログラム	様式9-技1情セ(別紙市販ブ1)	○	○	○
	市販ブ2	市販暗号装置のプログラム	様式9-技1情セ(別紙市販ブ2)	○	○	○
	暗ブ	暗号機能実現プログラム等	様式9-技1情セ(別紙暗ブ)	○	○	○
	イ	暗号スペック(アルゴリズム、鍵長等)	様式9-07(別紙イ)*	前ページの1)貨物を参照	前ページの1)貨物を参照	前ページの1)貨物を参照
	記入例	様式9-07(別紙イ)の記入例	様式9-07(別紙イ・記入例)*			
	イ(十一)	スマートカード若しくはそのリーダライタ	様式9-07(別紙イ11)*			
	イ(十二)	銀行業務若しくは決済用の装置	様式9-07(別紙イ12)*			
	イ(十三)	携帯用電話機端末	様式9-07(別紙イ13)*			
	イ(十四)	コードレス電話装置	様式9-07(別紙イ14)*			
	イ(十五)	携帯用電話機端末又は同等の無線機端末	様式9-07(別紙イ15)*			
	イ(十六)	無線パーソナルエリアネットワーク用の装置	様式9-07(別紙イ16)*			
	イ(十七)	移動体通信用無線アクセスネットワーク装置	様式9-07(別紙イ17)*			
	イ(十八)	ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー	様式9-07(別紙イ18)*			
	イ(十九)	汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー	様式9-07(別紙イ19)*			
	イ(二十)	ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置	様式9-07(別紙イ20)*			
	市販ブ1	上記市販ブ1の欄を参照	同左	同左	同左	同左
	市販ブ2	上記市販ブ2を欄を参照	同左	同左	同左	同左
	共通	役務通達の解釈(情報セキュリティ)	役務通達の解釈(情報セキュリティ)	△	△	△
5の項～15の項	省17条～27条	一	医療用に設計された装置に組み込まれたプログラム	様式0-01ブ	○	○

\*印のシートは暗号貨物・技術共通

※「法令改正の影響」欄の 20yy.m.d版について(以下の最新法令とは令和6年2月1日施行の省令等を示す。)

○印は、「20yy.m.d版」での判定結果が、最新法令に基づく判定結果と同じことを示す。

×印は、「20yy.m.d版」での判定結果が、最新法令に基づく判定結果と異なる可能性があることを示す。

一印は、「20yy.m.d版」には存在していないシートを示す。